(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2020-138723 (P2020-138723A)

(43) 公開日 令和2年9月3日(2020.9.3)

(51) Int.Cl. F I テーマコード (参考)

B60P 1/44 (2006.01) B60P 1/44 C

審査請求 有 請求項の数 9 OL (全 29 頁)

(33) 優先権主張国・地域又は機関

日本国(JP)

(71) 出願人 504268744

独立行政法人労働者健康安全機構

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

(71) 出願人 392011507

日本物流機器株式会社

神奈川県横浜市中区常盤町3-25 (サ

ンビル)

(71) 出願人 509288895

有限会社 山口製作所

埼玉県吉川市小松川667-2

(74)代理人 100144749

弁理士 小林 正英

(74)代理人 100076369

弁理士 小林 正治

最終頁に続く

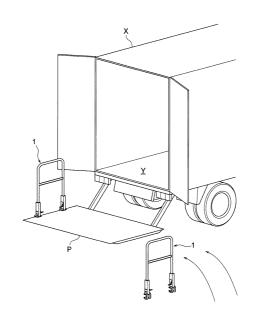
(54) 【発明の名称】昇降板用後付け柵

(57)【要約】

【課題】 取り付け位置を自由に決めることができ、従来の安全柵よりも安全で強度の高い昇降板用後付け柵を 提供する。

【解決手段】 本発明の昇降板用後付け柵は、車両に設置された昇降板に着脱可能な昇降板用後付け柵であって、柵部と収容部と操作具とセット部を備えている。収容部は柵部の下側に、セット部は収容部の下側に設けられている。操作具は収容部に収容されている。セット部は昇降板の下面側に宛がわれる底面部を、操作具は昇降板の上面を抑える上下動可能な押圧体を備えている。前記構成を備えた昇降板用後付け柵は、底面部が昇降板の下面側に配置された状態で押圧体が押し下げられると、底面部と押圧体とによって昇降板が挟持され、底面部と押圧体で昇降板を挟持した状態で前記押圧体が引き上げられると、当該底面部と押圧体による昇降板の挟持が解除されるようにしてある。





【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に設置された昇降板に着脱可能な昇降板用後付け柵であって、

柵部と収容部と操作具とセット部を備え、

前記収容部は柵部の下側に設けられ、

前記セット部は前記収容部の下側に設けられ、

前記操作具は前記収容部に収容され、

前記セット部は昇降板の下面側に宛がわれる底面部を備え、

前記操作具は昇降板の上面を抑える上下動可能な押圧体を備え、

前記底面部が昇降板の下面側に配置された状態で前記押圧体が押し下げられると、当該底面部と押圧体とによって昇降板が挟持され、

前記底面部と押圧体で昇降板を挟持した状態で前記押圧体が引き上げられると、当該底面部と押圧体による昇降板の挟持が解除される、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項2】

請求項1記載の昇降板用後付け柵において、

押圧体の昇降板に当接する側の面に滑り止め部材が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項3】

請求項2記載の昇降板用後付け柵において、

押圧体の昇降板に当接する側の面に凹陥部が設けられ、

滑り止め部材は、昇降板に当接する側の面が前記凹陥部から突出するように当該凹陥部内に設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、

セット部は昇降板の底面に宛がう底面部と、底面部の一端側から上向きに立設された背面部と、背面部の上端から底面部と平行に突設された天面部を備えたコ字状であり、

前記底面部と背面部と天面部の間に昇降板が収まる配置空間が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項5】

請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、

セット部の内面と外面の双方又はいずれか一方に補強材が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項6】

請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、

操作具は押圧体を上下動させる操作部を備え、

前記操作部は足踏み操作可能である、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項7】

請求項6記載の昇降板用後付け柵において、

操作部の上方向への移動を規制する規制体が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項8】

請求項7記載の昇降板用後付け柵において、

操作具に規制体の一部が係止する係止凹部が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項9】

請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、 柵部と車両端面の間に張設可能な補助ベルト備えた、

10

20

30

40

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、車両に設置された昇降板に着脱可能な昇降板用後付け柵に関する。

【背景技術】

[0002]

トラックなどの車両の荷台後部には、テールゲートやテールゲートリフター、リフトゲート、テールリフトなどと呼ばれる昇降板が設けられている。昇降板は荷物を載せて昇降するものであり、荷台に積まれた荷物をおろす際や荷台に荷物を積む際に利用される。

[0003]

近年、昇降板上からの転落や、昇降板から落下した荷物の下敷きになるなどにより、作業員や車両近くを通行する人が死傷する事故が発生している。また、昇降板は厚さ35mm~40mm程度と薄いため、その存在に気付かずに、車両や通行人が昇降板に激突する事故も発生している。

[0004]

このような事故を防ぐため、荷物の落下や作業員の転落を防止する安全柵の設置が望まれている。欧州では、折畳み式の安全柵を備えた昇降板が実用化されている(非特許文献1)。この安全柵は昇降板に固定されており、使用時には起立させ、不使用時には倒伏させられるように構成されている。

[0005]

我が国では、航空機との接続用などの特殊なタイプを除き、欧州で実用化しているような安全柵付きの昇降板は実用化されておらず、地上に設置して使用するもの(特許文献 1)や、荷台の支柱に取り付けるワイヤーロープを用いたもの(特許文献 2)などが知られている程度である。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0006]

【特許文献1】特開2006-95225号公報

【特許文献2】実開平7-8075号公報

【非特許文献】

[0007]

【非特許文献 1 】独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所ウェブサイト (URL: https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2018 01/tgl a4 r.pdf#zoom=100)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0008]

欧州で実用化されている前記安全柵付きの昇降板のように、昇降板に安全柵を立設するためには、昇降板に安全柵を立設するための孔を設ける必要があるが、我が国では、強度の観点から製造者の責任による補強等がない限り昇降板に孔をあけることは不可能である。また、安全柵付きの昇降板では安全柵の立設位置を変更することができず、他の場所に安全柵を設けたい場合に対応することができない。

[0009]

また、地上に設置して使用する安全柵やワイヤーロープを用いた安全柵は、地上に固定されているわけではないため、安全柵が昇降板から離れる方向に移動して昇降板と安全柵の間に隙間が生じた場合に、その隙間に作業者あるいは荷物が落下するおそれがある。

[0010]

本発明の解決課題は、取り付け位置を自由に決めることができ、地上に設置して使用する安全柵やワイヤーロープを用いた安全柵よりも安全で強度の高い昇降板用後付け柵を提

10

20

30

40

供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0011]

本発明の昇降板用後付け柵は、車両に設置された昇降板に着脱可能な昇降板用後付け柵であって、柵部と収容部と操作具とセット部を備えている。収容部は柵部の下側に、セット部は収容部の下側に設けられている。操作具は収容部に収容されている。セット部は昇降板の下面側に宛がわれる底面部を、操作具は昇降板の上面を抑える上下動可能な押圧体を備えている。前記構成を備えた昇降板用後付け柵は、底面部が昇降板の下面側に配置された状態で押圧体が押し下げられると、底面部と押圧体とによって昇降板が挟持され、底面部と押圧体で昇降板を挟持した状態で前記押圧体が引き上げられると、当該底面部と押圧体による昇降板の挟持が解除されるようにしてある。

【発明の効果】

[0012]

本発明の昇降板用後付け柵は、次の効果を奏する。

- (1)昇降板と別体であるため、取り付け位置を自由に変えることができる。
- (2)昇降板に取り付けるものであるため、昇降板と安全柵の間に隙間が生じることがなく、作業者あるいは荷物が落下する心配がない。
- (3)昇降板の上面と下面を挟持するものであるため、従来の地上に設置して使用する安全柵やワイヤーロープを用いた安全柵よりも強度が高い。

【図面の簡単な説明】

[0013]

- 【図1】本発明の昇降板用後付け柵の使用状態の一例を示す斜視図。
- 【図2】本発明の昇降板用後付け柵の一例を示す斜視図。
- 【図3】(a)は図2に示す昇降板用後付け柵の正面図、(b)は(a)の左側面図、(c)は(a)のS-S断面図。
- 【図4】図2に示す昇降板用後付け柵の操作具の一例を示す正面図。
- 【図5】図3(c)のZ部拡大図。
- 【図6】(a)は図2に示す昇降板用後付け柵の正面図、(b)は(a)の背面図、(c)は(a)の平面図、(d)は(a)の底面図、(e)は(a)の左側面図、(f)は(a)の右側面図。
- 【図7】(a)~(c)は図4に示す操作具の動作説明図。
- 【図8】(a)は評価試験の試験装置の側面概要図、(b)は(a)の正面図。
- 【図9】本発明の昇降板用後付け柵の他例を示す斜視図。
- 【図10】(a)は規制体の一例を示す正面図、(b)は(a)の右側面図、(c)は(a)の平面図。
- 【図11】図9に示す昇降板用後付け柵の操作具の一例を示す正面図。
- 【図12】(a)~(c)は図10に示す規制体及び図11に示す操作具の動作説明図。
- 【図13】(a)は補助ベルトを設ける場合の使用状態説明図、(b)は昇降板が降下位置にある場合の補助ベルトの説明図、(c)は昇降板が上昇位置にある場合の補助ベルトの説明図。

【発明を実施するための形態】

[0014]

(実施形態)

本発明の昇降板用後付け柵1の一例を、図面を参照して説明する。本発明の昇降板用後付け柵1は、図1に示すように、トラックなどの車両(荷台付き車両) X の荷台 Y の後方に設置された昇降板 P に取り付けて使用するものである。なお、昇降板 P の幅方向両側方及び後方側には、一般に端面から42~72mm程度の位置に台車等のキャスター脱輪防止用のストッパーが設けられている場合がある。この場合でも、本願発明の昇降板用後付け柵1はストッパーの外側に取り付けることができる。以下、昇降板用後付け柵1の一例について説明する。

20

10

30

40

[0015]

一例として図2及び図3(a)~(c)に示す昇降板用後付け柵1は、柵部10と収容部20と操作具30とセット部40を備えている。柵部10と収容部20とセット部40は溶接により接合されている。この実施形態の昇降板用後付け柵1は重さ8kg程度であり、作業者が一人で容易に着脱作業を行うことができる。

[0016]

前記柵部10は作業者が持つ手すりや荷台上の荷物が落下するのを防止する部分である。一例として図2及び図3(a)~(c)に示す柵部10は、間隔をあけて配置された二本の縦枠材11と当該両縦枠材11の上端間に配置された上枠材12を備えた下向きコ字状の部材である。この実施形態では、両縦枠材11と上枠材12を、一本の丸パイプを曲げて形成してある。縦枠材11は三本以上とすることもできる。

[0017]

前記二本の縦枠材11の長手方向中段位置には一本の横補強材13が設けられている。 横補強材13は、溶接により両縦枠材11に接合されている。横補強材13を二本以上と することもできる。

[0018]

この実施形態の柵部10は、鋼製の丸パイプを溶接して構成されている。柵部10は角パイプ等、丸パイプ以外のもので構成することもできる。両縦枠材11の下端には前記収容部20が設けられている。両縦枠材11の下端は収容部20の上側に差し込まれている。差し込まれた両縦枠材11は、溶接により収容部20と接合されている。

[0019]

前記収容部20は、前記操作具30を収容する部材である。一例として図2及び図3(a)~(c)に示す収容部20は、縦長のケース体21と当該ケース体21の内側に形成された収容空間22を備えている。この実施形態のケース体21は四面を備えた角筒状であるが、ケース体21は円筒状や他の多角形状など、角筒状以外の形状とすることもできる。

[0020]

各ケース体 2 1 の内面には収容空間 2 2 と連通する操作窓 2 3 が設けられている。ケース体 2 1 は、一方の縦枠材 1 1 に取り付けられたものと他方の縦枠材 1 1 に取り付けられたものとが同じ高さとなるようにしてある。

[0021]

前記操作具30は、セット部40にセットされた昇降板Pを上方から押さえるものである。この実施形態の操作具30は、図4に示すように、基部31と昇降体32と押圧体33とリンク機構34と棒状の操作部(操作バー)35を備えている。操作部35は棒状以外であってもよい。

[0022]

図4に示すように、この実施形態の基部31は、ケース体21の内面に宛がう宛がい部31aと、宛がい部31aの上端側に設けられたリンク固定部31bと、宛がい部31aの下端側に設けられた円筒状のガイド部31cを備えている。操作具30は宛がい部31aが止め具36(図2)でケース体21の内面に固定されることによって、ケース体21に保持されている。

[0023]

前記リンク機構34は、一端側が固定部31bに回転可能に軸支された第一リンク材34aと、第一リンク材34aの中央付近に回転可能に軸支された第二リンク材34bと、第一リンク材34aの他端側に固定されたアーム部34cを備えている。

[0024]

前記第二リンク材34bの下端側には、円筒状のガイド部31cの内側に配置された昇降体32の上端側が回転可能に保持されている。昇降体32の下端側には、装着軸33aと押圧盤33bを備えた押圧体33の当該装着軸33aが埋設されている。

[0025]

20

10

30

押圧体 3 3 は、装着軸 3 3 a のねじ込み量を調整することによって、昇降体 3 2 からの 突出長を調整することができる。

[0026]

図4及び図5に示すように、押圧盤33bの底面側には円盤状の凹陥部33cが設けてあり、当該凹陥部33cに滑り止め部材33dが設けられている。滑り止め部材33dを凹陥部33cに設けることで、滑り止め部材33dに水平方向の力が働いて水平方向にずれても、滑り止め部材33dの外周面が凹陥部33cの内周面にぶつかるため、偏平面に設ける場合に比べて、滑り止め部材33dが脱落しにくくなる。

[0027]

この実施形態では、滑り止め部材33dの厚さを凹陥部の深さよりも厚くして、滑り止め部材33dの下端面が押圧盤33bの底面よりも下側に突出するようにしてある。滑り止め部材33dには硬度80のゴム板やこれと同等の硬度を有するシリコン板等を用いることができる。

[0028]

前記アーム部 3 4 c の先端側には、操作バー 3 5 が設けられている。操作バー 3 5 は、収容部 2 0 に固定された状態で収容空間 2 2 外に突出するようにしてある。この実施形態の操作バー 3 5 は内向きに突設されているため、昇降板 P に取り付けた際に作業の邪魔になりにくい。操作バー 3 5 は最下位まで押し下げたときに、押圧盤 3 3 b と平行になる向き、換言すれば、昇降板 P に装着した際に当該昇降板 P と平行になる角度で設けられている。

[0029]

操作バー35をこのような角度とすることで、作業者が操作バー35を足で踏んで操作した際に、操作バー35に体重をかけやすく、結果として押圧盤33bでの昇降板Pの押圧力を高めることができる。

[0030]

前記セット部40は、昇降板 P をセットする部分である。一例として図 2 及び図 3 (a) ~ (c) に示すセット部40は、昇降板 P の底面側に宛がわれる底面部41と、底面部41の一端側から上向きに立設された背面部42と、背面部42の上端から底面部41と平行に突設された天面部43を備えたコ字状の部材である。

[0031]

この実施形態の底面部 4 1、背面部 4 2 及び天面部 4 3 は鋼製の板材であり、溶接により接合されている。底面部 4 1、背面部 4 2 及び天面部 4 3 の内側には、昇降板が配置される配置空間 4 4 が形成されている。セット部 4 0 は、配置空間 4 4 に昇降板 P が収まるように昇降板 P の端面側に被せることができる。

[0032]

この実施形態では、底面部41と天面部43の間隔を55mm程度としてある。底面部41と天面部43の間隔を55mm程度としたのは、各種厚さの昇降板Pに対応できるようにするためである。なお、昇降板Pの厚さは一般に35mm~39mm程度である。

[0033]

前記底面部41の内面には、滑り止め部材45が設けられている。この実施形態では滑り止め部材45としてゴム製シートを用いているが、滑り止め部材45はゴム製シート以外であってもよい。滑り止め部材45は、底面部41に凹陥部(図示しない)を設けて当該凹陥部内に設けることもできる。この場合、滑り止め部材33dと同様脱落しにくくなるという効果が得られる。滑り止め部材45は省略することもできる。

[0034]

前記背面部42の内面側には、二本の補強材(以下「内面側補強リブ」という)46が間隔をあけて縦向きに設けられている。内面側補強リブ46は鋼製の角棒状であり、下端が底面部41の内面に、背面が背面部42の内面に、上端が天面部43の内面に当接して、溶接により接合されている。内面側補強リブ46の形状や本数はこれ以外であってもよい。

20

10

30

40

[0035]

底面部41、背面部42及び天面部43の外周には、側面視コ字状の補強材(以下「外面側補強リブ」という)47が間隔をあけて二本設けられている。外面側補強リブ47の各辺は、底面部41、背面部42及び天面部43の外周に当接して、溶接により接合されている。また、外面側補強リブ47のうち、天面部43の外周に位置する部分は、収容部20のケース体21の外面にも溶接により接合されている。

[0036]

図3(c)及び図5に示すように、前記天面部43には、その肉厚方向に貫通する挿通孔48が設けられている。この実施形態の挿通孔48は二本の外面側補強リブ47の内側に設けられている。挿通孔48は、後述する操作具30の押圧体33が通過する部分である。

[0037]

この実施形態の昇降板用後付け柵は、図6(a)~(f)のような外観を備えている。図6(a)はこの実施形態の昇降板用後付け柵の正面図、図6(b)は図6(a)の背面図、図6(c)は図6(a)の平面図、図6(d)は図6(a)の底面図、図6(e)は図6(a)の左側面図、図6(f)は図6(a)の右側面図である。

[0038]

本発明の昇降板用後付け柵1は、操作具30を除く部分(柵部10、収容部20及びセット部40)が従来の昇降板用後付け柵にはない特徴的な部分である。とりわけ、セット部40の部分は特徴的な形態を備えている。

[0039]

(昇降板を保持する際の動作)

次に、図7(a)~(c)を参照して、昇降板用後付け柵1の押圧体33(押圧盤33 b)で昇降板Pを保持する際の動作について説明する。図7(a)は押圧体33の押圧盤 33bが最上位にある状態を示すものである。

[0040]

押圧体33が最上位にある状態から操作バー35を押し下げる(図中時計まわりに回転させる)と、その回転に伴って第一リンク材34aがリンク固定部31bとの連結部分を回転軸として下方向(図中時計まわり)に回転する(図7(b))。

[0041]

第一リンク材 3 4 a が図中時計まわりに回転すると、その回転に伴って第二リンク材 3 4 b が反時計まわりに回転し、昇降体 3 2 及び押圧体 3 3 がガイド部 3 1 c 内で押し下げられる(図 7 (b))。

[0042]

さらに操作バー35を押し下げると、第一リンク材34aが図中時計まわりに、第二リンク材34bが図中反時計まわりにさらに回転し、昇降体32及び押圧体33が昇降板Pを押圧する位置までガイド部31c内で押し下げられる(図7(c))。

[0043]

本発明の昇降板用後付け柵1では、昇降板Pの底面側を底面部41で支持するとともに、昇降板Pの上面側を上下動可能な押圧体33で押圧して(底面部41と押圧体33で挟持して)昇降板Pを保持するものであるため、厚さの異なる種々の昇降板Pに取り付けることができる。

[0044]

本件出願人らは、本発明の昇降板用後付け柵1の性能を実証するため評価試験(以下「本件評価試験」という)を行った。なお、本発明の昇降板用後付け柵のような着脱式の昇降板用後付け柵についての公的な評価基準は現時点で制定されていないため、本発明の昇降板用後付け柵と同様、足場からの墜落災害を防止するために使用される「枠組足場用手すり枠」の評価基準に則して試験を行った。この評価基準は、建設工事用仮設構造物の機材や使用基準等の設定、周知、試験、技術的指導等を行う一般社団法人仮設工業会の評価基準である。

20

10

30

40

[0045]

前記評価基準では、試験方法として、枠組足場用手すり枠を試験用ジグに取り付け、手 すり材の中央部に重りをつり下げることにより水平力を加え、重り30kgのときにおけ る水平移動量を測定し、錘100kgのときにおける枠組足場用手すり枠の強度を確認す ることが定められ、強度等として、1.水平移動量:100mm以下であること、2.強 度:水平移動量が45cm以下で、かつ、重りを30秒間保持できることが定められてい る。

[0046]

図8(a)(b)に本件評価試験の試験装置の概要を示す。図8(a)(b)において 、Aは昇降板Pに見立てた試験用ジグ、Bは昇降板用後付け柵1に引っかけた引張ベルト (ナイロンスリング)、 C は高さ調整用の台座、 D は滑車を保持する保持ブロック、 E は 引張ベルトを掛け回す滑車、Fは引張ベルトBに取り付けた引張装置、Gは荷重を計測す る荷重計、Hは昇降板用後付け柵1の変位量を計測するレーザー距離計、Iはレーザー距 離計Hから照射されるレーザーを反射させる反射体である。

[0047]

図8(a)(b)に示すように、レーザー距離計Hは昇降板用後付け柵1の手前側に三 台、反射体Ⅰは昇降板用後付け柵1の上枠材12の幅方向中央部一カ所に設置した。図8 (b)に示すように、三台のレーザー距離計 H は、上枠材 1 2 に設置された反射体 I を照 射可能な位置に一台、同図中左側のケース体21を照射可能な位置に一台、同図中右側の ケース体21を照射可能な位置に一台設置した。

[0048]

本件評価試験では、引張装置Fによって昇降板用後付け柵1の上枠材12の幅方向中央 部に水平方向の荷重を付加し、その際の変位量を計測した。本件評価試験では、付加荷重 を0kgから120kgまで連続的に変化させ、10kgごとに各位置での変位を計測し た。付加荷重は、一回目の試験では約7分かけて、二回目の試験では約6分かけて0kg から120kgに変化させた。なお、ここでいう変位とは、無付加状態における上枠材1 2及び両縦枠材11の位置を基準とした場合の水平方向への移動距離をいう。

[0049]

本件評価試験の一回目の結果を表1に、二回目の結果を表2に示す。表1及び表2にお いて、「上段」とは反射体 I の設置個所を、「中段(左)」とは図 8 (b)の左側のケー ス体21の照射位置を、「中段(右)」とは同図中右側のケース体21の照射位置を意味 する。

[0050]

【表1】

`` `								
		上戶	中段(左)		中段(右)			
	荷重, kg	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm	
		計測值, m	及世里, IIIII	計測値, m	发世里, IIIII	計測值, m	发世里,	
試験開始前	0	2.400	0	2.432	0	2.224	0	
	10	2.404	4	2.433	1	2.225	1	
	20	2.411	11	2.434	2	2.225	1	
	30	2.419	19	2.436	4	2.227	3	
	40	2.430	30	2.437	5	2.228	4	
	50	2.433	33	2.439	.7	2.231	7	
	60	2.465	65	2.444	12	no data	-	
	70	2.484	84	2.448	16	2.240	16	
	80	2.497	97	2.451	19	2.243	19	
	90	2.511	111	2.454	22	2.245	21	
	100	2.521	121	2.456	24	2.248	24	
	110	2.542	142	2.460	28	2.251	27	
最大荷重	120	2.572	172	2.466	34	2.257	33	

10

20

[0051]

【表2】

試驗問始	*

	上戶		中段((左)	中段(右)	
荷重, kg	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm
刊里, Ng	計測值, m		計測值, m		計測值, m	
0	2.390	0	2.430	0	2.224	0
10	2.396	6	2.431	1	2.225	1
20	2.405	15	2.433	3	2.226	2
30	2.417	27	2.435	5	2.228	4
40	2.429	39	2.437	7	2.231	7
50	2.443	53	2.440	10	2.234	10
60	2.461	71	2.443	13	no data	=
70	2.479	89	2.446	16	2.243	19
80	2.486	96	2.449	19	2.245	21
90	2.496	106	2.449	19	2.247	23
100	2.514	124	2.453	23	2.251	27
110	2.532	142	2.456	26	2.254	30
120	2.555	165	2.461	31	2.259	35

最大荷重

(塗りつぶし部分は参考値)

[0052]

(水平移動量)

30kgの荷重をかけたときの変位量は、一回目の試験では、上段で19mm、中段(左)で4mm、中段(右)で3mmであり(表1参照)、二回目の試験では、上段で27mm、中段(左)で5mm、中段(右)で4mmであった(表2参照)。いずれの試験でも、水平移動量が前記評価基準で定める100mm以下であることが確認できた。

[0053]

(強度)

100kgの荷重をかけたときの水平変位量は、一回目の試験では、上段で121mm、中段(左)で24mm、中段(右)で24mmであり(表1参照)、二回目の試験では、上段で124mm、中段(左)で23mm、中段(右)で27mm(参考値)であった(表2参照)。いずれの試験でも、水平移動量が前記評価基準で定める45cm(450mm)以下であることが確認できた。また、いずれの試験でも、100kgの荷重を30秒以上保持することができた。

[0054]

以上のことから、本発明の昇降板用後付け柵1は、前記評価基準に定める枠組足場用手 すり枠と同等以上の強度を備えていることが実証された。

[0055]

(その他の実施形態)

前記実施形態の昇降板用後付け柵1には設けられていないが、本発明の昇降板用後付け柵1には、押圧体33による押圧が不用意に解除されないようにする規制体50を設けることもできる。図9に示すように、規制体50は各操作具30に一つずつ設けることができる。

[0056]

一例として図 9 及び図 1 0 (a) ~ (c) に示す規制体 5 0 は、取付けベース 5 1 と、取付けベース 5 1 の前面側に突設された二枚の軸支片 5 2 と、両軸支片 5 2 間に回転可能に設けられた規制枠 5 3 を備えている。

[0057]

図10(a)~(c)に示すように、この実施形態の取付けベース51は縦長の薄板であり、幅方向中央付近には、上下方向に細長の切り欠き部51aが設けられている。切り欠き部51aは、規制体50を取り付ける際に操作具30の一部が収まる部分である。

20

30

40

10

20

30

40

50

[0058]

取付けベース51の前面側には二枚の軸支片52が突設されている。両軸支片52のうち、一方の軸支片52の内面には、規制枠53を被規制位置で支持するための支持台52 aが内向きに突設されている。

[0059]

図10(b)(c)に示すように、二枚の軸支片52の間には、両者を連結する連結軸52bが軸支片52の外側から挿入されるビス52cによって着脱可能に保持されている。この連結軸52bは規制枠53を回転可能に支持するための部材である。

[0060]

前記規制枠53は、間隔をあけて対向配置された二枚のL字状の側部材53aと、両側部材53aの上端を連結する上連結材53bと、両側部材53aの下端側を連結する下連結材53cを備えている。この実施形態の上連結材53bはパイプ材である。

[0061]

規制枠53は、上連結材53b内に挿通した連結軸52bの両端をビス52cで両軸支 片52に固定することによって、回転可能に支持されている。

[0062]

この実施形態の規制体50は、操作具30(図4及び図11)とともにケース体21内に固定されている。具体的には、操作具30の宛がい部31aの外側に規制体50の取付けベース51を重ねた状態で、共通のボルトでケース体21の内面に固定されている。

[0063]

図 9 及び図 1 0 (a) ~ (c) のような規制体 5 0 を設ける場合、リンク機構 3 4 のアーム部 3 4 c には、図 1 1 のような係止凹部 3 4 d を設けるのが好ましい。この係止凹部 3 4 d は規制枠 5 3 の下連結材 5 3 c が係止する部分である。

[0064]

図12(a)~(c)に示すように、前記規制体50を設ける場合、押圧体33が最上位にある状態(図12(a))から操作バー35の操作によって昇降体32及び押圧体33がガイド部31c内で押し下げ(図12(b))、その後、押圧体33が昇降板Pを押圧する位置まで到達したところで、支持台52a上の規制枠53を横にずらして支持台52aからおろし、規制枠53の下連結材53cをアーム部34cの係止凹部34dに係止する(図12(c))ことで、操作部35の上方向への操作を規制することができる。

[0065]

反対に、前記押圧体33による昇降板Pの押圧を解除する場合、規制枠53を持ち上げて支持台52a上に乗せた後、操作部35を引き上げて、押圧体33を引き上げることによって昇降板Pの押圧を解除することができる。

[0066]

図9に示す昇降板用後付け柵1のように、操作部35の操作を規制する規制体50を設けることで、作業者が操作部35に接触したり、荷物が操作部35にぶつかったりすることによって生じる、押圧体33による押圧の不用意な解除を防止することができる。これにより、昇降板用後付け柵1自体の落下のほか、荷物の落下や作業員の転落を確実に防止することができる。

[0067]

前記実施形態の昇降板用後付け柵1には設けられていないが、本発明の昇降板用後付け柵1には、荷台Yと昇降板用後付け柵1の隙間から荷物が落下したり作業員が転落するのを防止するための補助ベルト60を装着できるようにしてもよい。

[0068]

一例として図13(a)~(c)に示す補助ベルト60は、伸縮性を有する帯材61と 帯材61の長手方向両端に設けられた係止具62を備えている。補助ベルト60には、既 存のラッシングベルトなどを用いることもできる。

[0069]

補助ベルト60を装着できるようにする場合、図9及び図13(a)~(c)に示すよ

うに、柵部10の縦枠材11の上部に開口部11aを形成し、その開口部11aに補助ベルト60の一端に設けられた係止具62を係止又は固定できるようにすることができる。

[0070]

車両 X の荷台 Y の内部には、ラッシングベルトを係止するための複数の係止部(以下「荷台内係止部」という) Y 1 が設けられているのが一般的であり、補助ベルト 6 0 の他端側の係止具 6 2 は、この荷台内係止部 Y 1 に係止あるいは固定すればよい。荷台 Y 内に荷台内係止部 Y 1 がない場合には、同様の係止部を別途設置し、その凹部に補助ベルト 6 0 の他端側の係止具 6 2 を係止あるいは固定できるようにすればよい。

[0071]

荷台 Y と昇降板用後付け柵 1 の間に装着した伸縮式の補助ベルト 6 0 は、昇降板 P が降下位置にある場合には図 1 3 (b)に示すように伸長し、昇降板 P が上昇位置にある場合には図 1 3 (c)に示すように収縮する。

[0072]

図13(a)~(c)に示す例では、帯材61の長手方向両端に係止具62を備えた補助ベルト60を一例としているが、補助ベルト60はこれ以外の構造であってもよい。例えば、帯材61の一端側を引き出し可能に柵部10に内蔵(固定)しておき、その引き出し側の端部に係止具62を備えた構造とすることもできる。

[0073]

この場合、補助ベルト60を柵部10から引き出し、一端に設けられた係止具62を荷台内係止部Y1に係止することで、荷台Yと昇降板用後付け柵1の間に補助ベルト60を設置することができる。

[0074]

図13(a)~(c)に示す例では、補助ベルト60を荷台Yの端面と昇降板用後付け柵1の間に設ける場合を一例としているが、補助ベルト60は、両昇降板用後付け柵1の荷台Y側の開口部11a同士をつないだり、両昇降板用後付け柵1の反対側の開口部11a同士をつないだりすることもできる。

[0075]

図13(a)~(c)に示す例では、一つの昇降板用後付け柵1に一本の補助ベルト60を設ける場合を一例としているが、補助ベルト60は、一つの昇降板用後付け柵1に二本以上設けることもできる。

[0076]

図13(a)~(c)に示す昇降板用後付け柵1のように、補助ベルト60を装着できるようにすることで、荷台Yと昇降板用後付け柵1の隙間から荷物が落下したり、作業員が落下したりする事故を効果的に防止することができる。

【産業上の利用可能性】

[0077]

本発明の昇降板用後付け柵 1 は、各種車両 X に装備された昇降板、特に、荷台付きの車両 X の昇降板 P に取り付けて使用する着脱式の昇降板用後付け柵として好適に用いることができる。

【符号の説明】

[0078]

- 1 昇降板用後付け柵
- 10 柵部
- 1 1 縦枠材
- 1 1 a 開口部
- 12 上枠材
- 1 3 横補強材
- 2 0 収容部
- 2 1 ケース体
- 2 2 収容空間

30

10

20

40

```
2 3
     操作窓
3 0
     操作具
3 1
     基部
3 1 a
     宛がい部
3 1 b
     リンク固定部
3 1 c
     ガイド部
3 2
     昇降体
3 3
     押圧体
3 3 a
     装着軸
3 3 b
     押圧盤
                                                             10
3 3 c
     凹陥部
3 3 d
     滑り止め部材
     リンク機構
3 4
3 4 a
    第一リンク材
3 4 b
     第二リンク材
3 4 c
     アーム部
3 4 d
     係止凹部
3 5
     操作部(操作バー)
3 6
     止め具
4 0
     セット部
                                                             20
4 1
     底面部
4 2
     背面部
4 3
     天面部
4 4
     配置空間
4 5
     滑り止め部材
     補強材(内面側補強リブ)
4 6
4 7
     補強材(外面側補強リブ)
4 8
     挿通孔
5 0
     規制体
5 1
     取付けベース
                                                             30
5 1 a
     切り欠き部
5 2
     軸支片
5 2 a
     支持台
5 2 b
     連結軸
5 2 c
     ビス
5 3
     規制枠
5 3 a
     側部材
5 3 b
     上連結材
5 3 c
     下連結材
6 0
     補助ベルト
                                                             40
6 1
     帯材
6 2
     係止具
     試験用ジグ
Α
     引張ベルト(ナイロンスリング)
В
C
     台座
D
     保持ブロック
Ε
     滑車
F
     引張装置
G
     荷重計
Н
     レーザー距離計
                                                             50
```

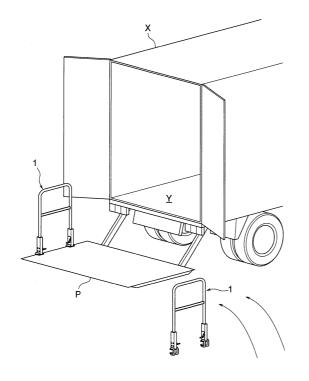
I 反射体P 昇降板

X 車両(荷台付き車両)

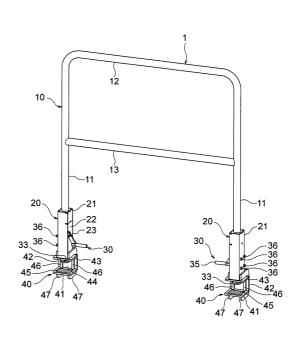
Y 荷台

Y 1 荷台内係止部

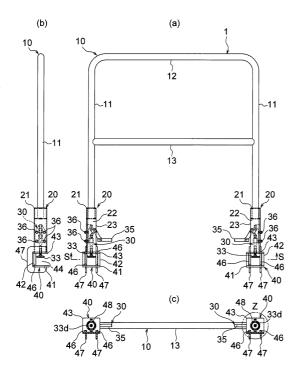
【図1】



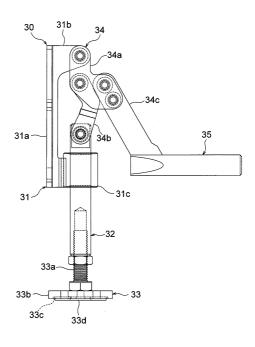
【図2】



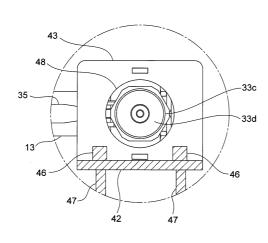
【図3】



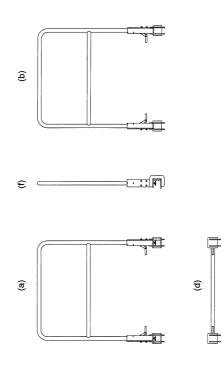
【図4】



【図5】

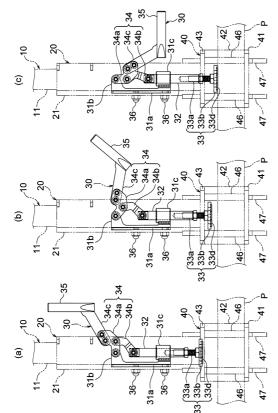


【図6】

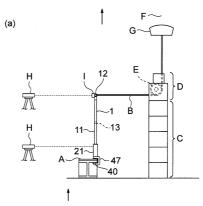


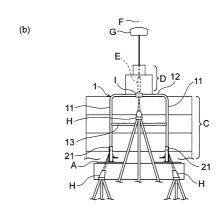


【図7】

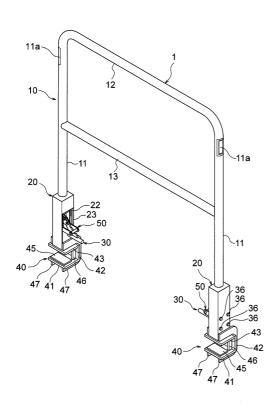


【図8】

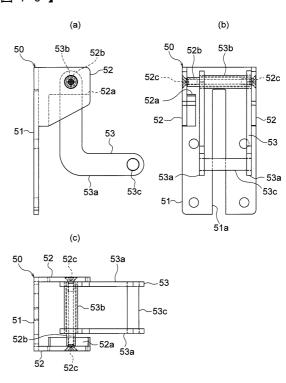




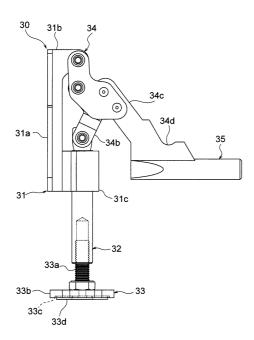
【図9】



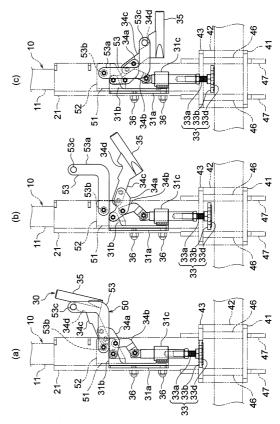
【図10】



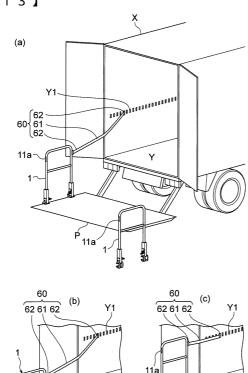
【図11】



【図12】



【図13】



【手続補正書】

【提出日】令和2年7月1日(2020.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、車両に設置された昇降板に着脱可能な昇降板用後付け柵に関する。

【背景技術】

[0002]

トラックなどの車両の荷台後部には、テールゲートやテールゲートリフター、リフトゲート、テールリフトなどと呼ばれる昇降板が設けられている。昇降板は荷物を載せて昇降するものであり、荷台に積まれた荷物をおろす際や荷台に荷物を積む際に利用される。

[0003]

近年、昇降板上からの転落や、昇降板から落下した荷物の下敷きになるなどにより、作業員や車両近くを通行する人が死傷する事故が発生している。また、昇降板は厚さ35mm~40mm程度と薄いため、その存在に気付かずに、車両や通行人が昇降板に激突する事故も発生している。

[0004]

このような事故を防ぐため、荷物の落下や作業員の転落を防止する安全柵の設置が望まれている。欧州では、折畳み式の安全柵を備えた昇降板が実用化されている(非特許文献 1)。この安全柵は昇降板に固定されており、使用時には起立させ、不使用時には倒伏させられるように構成されている。

[0005]

我が国では、航空機との接続用などの特殊なタイプを除き、欧州で実用化しているような安全柵付きの昇降板は実用化されておらず、地上に設置して使用するもの(特許文献 1)や、荷台の支柱に取り付けるワイヤーロープを用いたもの(特許文献 2)などが知られている程度である。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0006]

【特許文献1】特開2006-95225号公報

【特許文献2】実開平7-8075号公報

【非特許文献】

[0007]

【非特許文献 1 】独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所ウェブサイト (URL: https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2018 01/tgl a4 r.pdf#zoom=100)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0008]

欧州で実用化されている前記安全柵付きの昇降板のように、昇降板に安全柵を立設するためには、昇降板に安全柵を立設するための孔を設ける必要があるが、我が国では、強度の観点から製造者の責任による補強等がない限り昇降板に孔をあけることは不可能である。また、安全柵付きの昇降板では安全柵の立設位置を変更することができず、他の場所に安全柵を設けたい場合に対応することができない。

[0009]

10

20

30

また、地上に設置して使用する安全柵やワイヤーロープを用いた安全柵は、地上に固定 されているわけではないため、安全柵が昇降板から離れる方向に移動して昇降板と安全柵 の間に隙間が生じた場合に、その隙間に作業者あるいは荷物が落下するおそれがある。

本発明の解決課題は、取り付け位置を自由に決めることができ、地上に設置して使用す る安全柵やワイヤーロープを用いた安全柵よりも安全で強度の高い昇降板用後付け柵を提 供することにある。

【課題を解決するための手段】

[0011]

本発明の昇降板用後付け柵は、車両に設置された昇降板に着脱可能な昇降板用後付け柵 であって、柵部と収容部と操作具とセット部を備えている。<u>柵部は縦枠材を備えている。</u> 収容部は縦枠材の延長線上の下側に、セット部は収容部の延長線上の下側に設けられてい る。セット部は昇降板の下面側に宛がわれる底面部を、操作具は昇降板の上面を抑える上 下動可能な押圧体と押圧体を上下動させる操作部を備えている。操作具は押圧体が縦枠材 の延長線上に位置するように収容部に収容されている。前記構成を備えた昇降板用後付け 柵は、底面部が昇降板の下面側に配置された状態で押圧体が<u>操作具の操作部によって</u>押し 下げられると、底面部と押圧体とによって昇降板が挟持され、底面部と押圧体で昇降板を 挟持した状態で前記押圧体が操作具の操作部によって引き上げられると、当該底面部と押 圧体による昇降板の挟持が解除されるようにしてある。

【発明の効果】

[0012]

本発明の昇降板用後付け柵は、次の効果を奏する。

- (1)昇降板と別体であるため、取り付け位置を自由に変えることができる。
- (2)昇降板に取り付けるものであるため、昇降板と安全柵の間に隙間が生じることが なく、作業者あるいは荷物が落下する心配がない。
- (3)昇降板の上面と下面を挟持するものであるため、従来の地上に設置して使用する 安全柵やワイヤーロープを用いた安全柵よりも強度が高い。

【図面の簡単な説明】

[0013]

- 【図1】本発明の昇降板用後付け柵の使用状態の一例を示す斜視図。
- 【図2】本発明の昇降板用後付け柵の一例を示す斜視図。
- 【図3】(a)は図2に示す昇降板用後付け柵の正面図、(b)は(a)の左側面図、(c) は(a) のS-S断面図。
- 【図4】図2に示す昇降板用後付け柵の操作具の一例を示す正面図。
- 【図5】図3(c)のZ部拡大図。
- 【図6】(a)は図2に示す昇降板用後付け柵の正面図、(b)は(a)の背面図、(c)は(a)の平面図、(d)は(a)の底面図、(e)は(a)の左側面図、(f)は(a)の右側面図。
- 【図7】(a)~(c)は図4に示す操作具の動作説明図。
- 【図8】(a)は評価試験の試験装置の側面概要図、(b)は(a)の正面図。
- 【図9】本発明の昇降板用後付け柵の他例を示す斜視図。
- 【図10】(a)は規制体の一例を示す正面図、(b)は(a)の右側面図、(c)は(a)の平面図。
- 【図11】図9に示す昇降板用後付け柵の操作具の一例を示す正面図。
- 【図12】(a)~(c)は図10に示す規制体及び図11に示す操作具の動作説明図。
- 【図13】(a)は補助ベルトを設ける場合の使用状態説明図、(b)は昇降板が降下位 置にある場合の補助ベルトの説明図、(c)は昇降板が上昇位置にある場合の補助ベルト の説明図。

【発明を実施するための形態】

[0014]

20

10

30

40

(実施形態)

本発明の昇降板用後付け柵1の一例を、図面を参照して説明する。本発明の昇降板用後付け柵1は、図1に示すように、トラックなどの車両(荷台付き車両) X の荷台 Y の後方に設置された昇降板 P に取り付けて使用するものである。なお、昇降板 P の幅方向両側方及び後方側には、一般に端面から 4 2 ~ 7 2 mm程度の位置に台車等のキャスター脱輪防止用のストッパーが設けられている場合がある。この場合でも、本願発明の昇降板用後付け柵1はストッパーの外側に取り付けることができる。以下、昇降板用後付け柵1の一例について説明する。

[0015]

一例として図2及び図3(a)~(c)に示す昇降板用後付け柵1は、柵部10と収容部20と操作具30とセット部40を備えている。柵部10と収容部20とセット部40は溶接により接合されている。この実施形態の昇降板用後付け柵1は重さ8kg程度であり、作業者が一人で容易に着脱作業を行うことができる。

[0016]

前記柵部10は作業者が持つ手すりや荷台上の荷物が落下するのを防止する部分である。一例として図2及び図3(a)~(c)に示す柵部10は、間隔をあけて配置された二本の縦枠材11と当該両縦枠材11の上端間に配置された上枠材12を備えた下向きコ字状の部材である。この実施形態では、両縦枠材11と上枠材12を、一本の丸パイプを曲げて形成してある。縦枠材11は三本以上とすることもできる。

[0017]

前記二本の縦枠材11の長手方向中段位置には一本の横補強材13が設けられている。 横補強材13は、溶接により両縦枠材11に接合されている。横補強材13を二本以上と することもできる。

[0018]

この実施形態の柵部10は、鋼製の丸パイプを溶接して構成されている。柵部10は角パイプ等、丸パイプ以外のもので構成することもできる。両縦枠材11の下端には前記収容部20が設けられている。両縦枠材11の下端は収容部20の上側に差し込まれている。差し込まれた両縦枠材11は、溶接により収容部20と接合されている。

[0019]

前記収容部20は、前記操作具30を収容する部材である。一例として図2及び図3(a)~(c)に示す収容部20は、縦長のケース体21と当該ケース体21の内側に形成された収容空間22を備えている。この実施形態のケース体21は四面を備えた角筒状であるが、ケース体21は円筒状や他の多角形状など、角筒状以外の形状とすることもできる。

[0020]

各ケース体 2 1 の内面には収容空間 2 2 と連通する操作窓 2 3 が設けられている。ケース体 2 1 は、一方の縦枠材 1 1 に取り付けられたものと他方の縦枠材 1 1 に取り付けられたものとが同じ高さとなるようにしてある。

[0021]

前記操作具30は、セット部40にセットされた昇降板Pを上方から押さえるものである。この実施形態の操作具30は、図4に示すように、基部31と昇降体32と押圧体33とリンク機構34と棒状の操作部(操作バー)35を備えている。操作部35は棒状以外であってもよい。

[0022]

図4に示すように、この実施形態の基部31は、ケース体21の内面に宛がう宛がい部31aと、宛がい部31aの上端側に設けられたリンク固定部31bと、宛がい部31aの下端側に設けられた円筒状のガイド部31cを備えている。操作具30は宛がい部31aが止め具36(図2)でケース体21の内面に固定されることによって、ケース体21に保持されている。

[0023]

10

20

30

10

20

30

40

50

前記リンク機構34は、一端側が固定部31bに回転可能に軸支された第一リンク材34aと、第一リンク材34aの中央付近に回転可能に軸支された第二リンク材34bと、第一リンク材34aの他端側に固定されたアーム部34cを備えている。

[0024]

前記第二リンク材34bの下端側には、円筒状のガイド部31cの内側に配置された昇降体32の上端側が回転可能に保持されている。昇降体32の下端側には、装着軸33a と押圧盤33bを備えた押圧体33の当該装着軸33aが埋設されている。

[0025]

押圧体 3 3 は、装着軸 3 3 a のねじ込み量を調整することによって、昇降体 3 2 からの 突出長を調整することができる。

[0026]

図4及び図5に示すように、押圧盤33bの底面側には円盤状の凹陥部33cが設けてあり、当該凹陥部33cに滑り止め部材33dが設けられている。滑り止め部材33dを凹陥部33cに設けることで、滑り止め部材33dに水平方向の力が働いて水平方向にずれても、滑り止め部材33dの外周面が凹陥部33cの内周面にぶつかるため、偏平面に設ける場合に比べて、滑り止め部材33dが脱落しにくくなる。

[0027]

この実施形態では、滑り止め部材33dの厚さを凹陥部の深さよりも厚くして、滑り止め部材33dの下端面が押圧盤33bの底面よりも下側に突出するようにしてある。滑り止め部材33dには硬度80のゴム板やこれと同等の硬度を有するシリコン板等を用いることができる。

[0028]

前記アーム部34cの先端側には、操作バー35が設けられている。操作バー35は、収容部20に固定された状態で収容空間22外に突出するようにしてある。この実施形態の操作バー35は内向きに突設されているため、昇降板Pに取り付けた際に作業の邪魔になりにくい。操作バー35は最下位まで押し下げたときに、押圧盤33bと平行になる向き、換言すれば、昇降板Pに装着した際に当該昇降板Pと平行になる角度で設けられている。

[0029]

操作バー35をこのような角度とすることで、作業者が操作バー35を足で踏んで操作した際に、操作バー35に体重をかけやすく、結果として押圧盤33bでの昇降板Pの押圧力を高めることができる。

[0030]

前記セット部40は、昇降板 Pをセットする部分である。一例として図 2 及び図 3 (a) ~ (c) に示すセット部40は、昇降板 P の底面側に宛がわれる底面部41と、底面部41の一端側から上向きに立設された背面部42と、背面部42の上端から底面部41と平行に突設された天面部43を備えたコ字状の部材である。

[0031]

この実施形態の底面部 4 1、背面部 4 2 及び天面部 4 3 は鋼製の板材であり、溶接により接合されている。底面部 4 1、背面部 4 2 及び天面部 4 3 の内側には、昇降板が配置される配置空間 4 4 が形成されている。セット部 4 0 は、配置空間 4 4 に昇降板 P が収まるように昇降板 P の端面側に被せることができる。

[0032]

この実施形態では、底面部41と天面部43の間隔を55mm程度としてある。底面部41と天面部43の間隔を55mm程度としたのは、各種厚さの昇降板Pに対応できるようにするためである。なお、昇降板Pの厚さは一般に35mm~39mm程度である。

[0033]

前記底面部 4 1 の内面には、滑り止め部材 4 5 が設けられている。この実施形態では滑り止め部材 4 5 としてゴム製シートを用いているが、滑り止め部材 4 5 はゴム製シート以外であってもよい。滑り止め部材 4 5 は、底面部 4 1 に凹陥部(図示しない)を設けて当

該凹陥部内に設けることもできる。この場合、滑り止め部材 3 3 d と同様脱落しにくくなるという効果が得られる。滑り止め部材 4 5 は省略することもできる。

[0034]

前記背面部42の内面側には、二本の補強材(以下「内面側補強リブ」という)46が間隔をあけて縦向きに設けられている。内面側補強リブ46は鋼製の角棒状であり、下端が底面部41の内面に、背面が背面部42の内面に、上端が天面部43の内面に当接して、溶接により接合されている。内面側補強リブ46の形状や本数はこれ以外であってもよい。

[0035]

底面部41、背面部42及び天面部43の外周には、側面視コ字状の補強材(以下「外面側補強リブ」という)47が間隔をあけて二本設けられている。外面側補強リブ47の各辺は、底面部41、背面部42及び天面部43の外周に当接して、溶接により接合されている。また、外面側補強リブ47のうち、天面部43の外周に位置する部分は、収容部20のケース体21の外面にも溶接により接合されている。

[0036]

図3(c)及び図5に示すように、前記天面部43には、その肉厚方向に貫通する挿通孔48が設けられている。この実施形態の挿通孔48は二本の外面側補強リブ47の内側に設けられている。挿通孔48は、後述する操作具30の押圧体33が通過する部分である。

[0037]

この実施形態の昇降板用後付け柵は、図6(a)~(f)のような外観を備えている。図6(a)はこの実施形態の昇降板用後付け柵の正面図、図6(b)は図6(a)の背面図、図6(c)は図6(a)の平面図、図6(d)は図6(a)の底面図、図6(e)は図6(a)の左側面図、図6(f)は図6(a)の右側面図である。

[0038]

本発明の昇降板用後付け柵1は、操作具30を除く部分(柵部10、収容部20及びセット部40)が従来の昇降板用後付け柵にはない特徴的な部分である。とりわけ、セット部40の部分は特徴的な形態を備えている。

[0039]

(昇降板を保持する際の動作)

次に、図7(a)~(c)を参照して、昇降板用後付け柵1の押圧体33(押圧盤33b)で昇降板Pを保持する際の動作について説明する。図7(a)は押圧体33の押圧盤33bが最上位にある状態を示すものである。

[0040]

押圧体33が最上位にある状態から操作バー35を押し下げる(図中時計まわりに回転させる)と、その回転に伴って第一リンク材34aがリンク固定部31bとの連結部分を回転軸として下方向(図中時計まわり)に回転する(図7(b))。

[0041]

第一リンク材 3 4 a が図中時計まわりに回転すると、その回転に伴って第二リンク材 3 4 b が反時計まわりに回転し、昇降体 3 2 及び押圧体 3 3 がガイド部 3 1 c 内で押し下げられる(図 7 (b))。

[0042]

さらに操作バー35を押し下げると、第一リンク材34aが図中時計まわりに、第二リンク材34bが図中反時計まわりにさらに回転し、昇降体32及び押圧体33が昇降板Pを押圧する位置までガイド部31c内で押し下げられる(図7(c))。

[0043]

本発明の昇降板用後付け柵1では、昇降板Pの底面側を底面部41で支持するとともに、昇降板Pの上面側を上下動可能な押圧体33で押圧して(底面部41と押圧体33で挟持して)昇降板Pを保持するものであるため、厚さの異なる種々の昇降板Pに取り付けることができる。

20

10

30

00

40

[0044]

本件出願人らは、本発明の昇降板用後付け柵1の性能を実証するため評価試験(以下「本件評価試験」という)を行った。なお、本発明の昇降板用後付け柵のような着脱式の昇降板用後付け柵についての公的な評価基準は現時点で制定されていないため、本発明の昇降板用後付け柵と同様、足場からの墜落災害を防止するために使用される「枠組足場用手すり枠」の評価基準に則して試験を行った。この評価基準は、建設工事用仮設構造物の機材や使用基準等の設定、周知、試験、技術的指導等を行う一般社団法人仮設工業会の評価基準である。

[0045]

前記評価基準では、試験方法として、枠組足場用手すり枠を試験用ジグに取り付け、手すり材の中央部に重りをつり下げることにより水平力を加え、重り30kgのときにおける水平移動量を測定し、錘100kgのときにおける枠組足場用手すり枠の強度を確認することが定められ、強度等として、1.水平移動量:100mm以下であること、2.強度:水平移動量が45cm以下で、かつ、重りを30秒間保持できることが定められている。

[0046]

図8(a)(b)に本件評価試験の試験装置の概要を示す。図8(a)(b)において、Aは昇降板Pに見立てた試験用ジグ、Bは昇降板用後付け柵1に引っかけた引張ベルト(ナイロンスリング)、Cは高さ調整用の台座、Dは滑車を保持する保持ブロック、Eは引張ベルトを掛け回す滑車、Fは引張ベルトBに取り付けた引張装置、Gは荷重を計測する荷重計、Hは昇降板用後付け柵1の変位量を計測するレーザー距離計、Iはレーザー距離計Hから照射されるレーザーを反射させる反射体である。

[0047]

図8(a)(b)に示すように、レーザー距離計Hは昇降板用後付け柵1の手前側に三台、反射体Iは昇降板用後付け柵1の上枠材12の幅方向中央部一カ所に設置した。図8(b)に示すように、三台のレーザー距離計Hは、上枠材12に設置された反射体Iを照射可能な位置に一台、同図中左側のケース体21を照射可能な位置に一台、同図中右側のケース体21を照射可能な位置に一台設置した。

[0048]

本件評価試験では、引張装置 F によって昇降板用後付け柵 1 の上枠材 1 2 の幅方向中央部に水平方向の荷重を付加し、その際の変位量を計測した。本件評価試験では、付加荷重を 0 k g から 1 2 0 k g まで連続的に変化させ、 1 0 k g ごとに各位置での変位を計測した。付加荷重は、一回目の試験では約 7 分かけて、二回目の試験では約 6 分かけて 0 k g から 1 2 0 k g に変化させた。なお、ここでいう変位とは、無付加状態における上枠材 1 2 及び両縦枠材 1 1 の位置を基準とした場合の水平方向への移動距離をいう。

[0049]

本件評価試験の一回目の結果を表1に、二回目の結果を表2に示す。表1及び表2において、「上段」とは反射体Iの設置個所を、「中段(左)」とは図8(b)の左側のケース体21の照射位置を、「中段(右)」とは同図中右側のケース体21の照射位置を意味する。

[0050]

10

20

30

【表1】

試験開始前

	上戶	殳	中段((左) 中段(右)		右)
荷重, kg	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm
何里, Kg	計測值, m		計測値, m		計測值, m	
0	2.400	0	2.432	0	2.224	0
10	2.404	4	2.433	1	2.225	1
20	2.411	11	2.434	2	2.225	1
30	2.419	19	2.436	4	2.227	3
40	2.430	30	2.437	5	2.228	4
50	2.433	33	2.439	7	2.231	7
60	2.465	65	2.444	12	no data	-
70	2.484	84	2.448	16	2.240	16
80	2.497	97	2.451	19	2.243	19
90	2.511	111	2.454	22	2.245	21
100	2.521	121	2.456	24	2.248	24
110	2.542	142	2.460	28	2.251	27
120	2.572	172	2.466	34	2.257	33

[0051]

【表2】

最大荷重

試験開始前

		上戶	殳	中段((左)	中段(右)	
,	荷重, kg	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm	レーザ距離計	変位量, mm
		計測值, m		計測値, m		計測値, m	
	0	2.390	0	2.430	0	2.224	0
	10	2.396	6	2.431	1	2.225	1
	20	2.405	15	2.433	3	2.226	2
	30	2.417	27	2.435	5	2.228	4
	40	2.429	39	2.437	7	2.231	7
	50	2.443	53	2.440	10	2.234	10
	60	2.461	71	2.443	13	no data	-
	70	2.479	89	2.446	16	2.243	19
	80	2.486	96	2.449	19	2.245	21
	90	2.496	106	2.449	19	2.247	23
	100	2.514	124	2.453	23	2.251	27
	110	2.532	142	2.456	26	2.254	30
	120	2.555	165	2.461	31	2.259	35

最大荷重

(塗りつぶし部分は参考値)

[0052]

(水平移動量)

30kgの荷重をかけたときの変位量は、一回目の試験では、上段で19mm、中段(左)で4mm、中段(右)で3mmであり(表1参照)、二回目の試験では、上段で27mm、中段(左)で5mm、中段(右)で4mmであった(表2参照)。いずれの試験でも、水平移動量が前記評価基準で定める100mm以下であることが確認できた。

[0053]

(強度)

100kgの荷重をかけたときの水平変位量は、一回目の試験では、上段で121mm、中段(左)で24mm、中段(右)で24mmであり(表1参照)、二回目の試験では、上段で124mm、中段(左)で23mm、中段(右)で27mm(参考値)であった(表2参照)。いずれの試験でも、水平移動量が前記評価基準で定める45cm(450mm)以下であることが確認できた。また、いずれの試験でも、100kgの荷重を30秒以上保持することができた。

[0054]

以上のことから、本発明の昇降板用後付け柵1は、前記評価基準に定める枠組足場用手すり枠と同等以上の強度を備えていることが実証された。

[0055]

(その他の実施形態)

前記実施形態の昇降板用後付け柵1には設けられていないが、本発明の昇降板用後付け柵1には、押圧体33による押圧が不用意に解除されないようにする規制体50を設けることもできる。図9に示すように、規制体50は各操作具30に一つずつ設けることができる。

[0056]

一例として図9及び図10(a)~(c)に示す規制体50は、取付けベース51と、取付けベース51の前面側に突設された二枚の軸支片52と、両軸支片52間に回転可能に設けられた規制枠53を備えている。

[0057]

図10(a)~(c)に示すように、この実施形態の取付けベース51は縦長の薄板であり、幅方向中央付近には、上下方向に細長の切り欠き部51aが設けられている。切り欠き部51aは、規制体50を取り付ける際に操作具30の一部が収まる部分である。

[0058]

取付けベース 5 1 の前面側には二枚の軸支片 5 2 が突設されている。両軸支片 5 2 のうち、一方の軸支片 5 2 の内面には、規制枠 5 3 を 非規制位置で支持するための支持台 5 2 a が内向きに突設されている。

[0059]

図10(b)(c)に示すように、二枚の軸支片52の間には、両者を連結する連結軸52bが軸支片52の外側から挿入されるビス52cによって着脱可能に保持されている。この連結軸52bは規制枠53を回転可能に支持するための部材である。

[0060]

前記規制枠53は、間隔をあけて対向配置された二枚のL字状の側部材53aと、両側部材53aの上端を連結する上連結材53bと、両側部材53aの下端側を連結する下連結材53cを備えている。この実施形態の上連結材53bはパイプ材である。

[0061]

規制枠53は、上連結材53b内に挿通した連結軸52bの両端をビス52cで両軸支 片52に固定することによって、回転可能に支持されている。

[0062]

この実施形態の規制体50は、操作具30(図4及び図11)とともにケース体21内に固定されている。具体的には、操作具30の宛がい部31aの外側に規制体50の取付けベース51を重ねた状態で、共通のボルトでケース体21の内面に固定されている。

[0063]

図9及び図10(a)~(c)のような規制体50を設ける場合、リンク機構34のアーム部34cには、図11のような係止凹部34dを設けるのが好ましい。この係止凹部34dは規制枠53の下連結材53cが係止する部分である。

[0064]

図12(a)~(c)に示すように、前記規制体50を設ける場合、押圧体33が最上位にある状態(図12(a))から操作バー35の操作によって昇降体32及び押圧体33がガイド部31c内で押し下げ(図12(b))、その後、押圧体33が昇降板Pを押圧する位置まで到達したところで、支持台52a上の規制枠53を横にずらして支持台52aからおろし、規制枠53の下連結材53cをアーム部34cの係止凹部34dに係止する(図12(c))ことで、操作部35の上方向への操作を規制することができる。

[0065]

反対に、前記押圧体33による昇降板Pの押圧を解除する場合、規制枠53を持ち上げて支持台52a上に乗せた後、操作部35を引き上げて、押圧体33を引き上げることによって昇降板Pの押圧を解除することができる。

10

20

40

30

[0066]

図9に示す昇降板用後付け柵1のように、操作部35の操作を規制する規制体50を設けることで、作業者が操作部35に接触したり、荷物が操作部35にぶつかったりすることによって生じる、押圧体33による押圧の不用意な解除を防止することができる。これにより、昇降板用後付け柵1自体の落下のほか、荷物の落下や作業員の転落を確実に防止することができる。

[0067]

前記実施形態の昇降板用後付け柵1には設けられていないが、本発明の昇降板用後付け柵1には、荷台Yと昇降板用後付け柵1の隙間から荷物が落下したり作業員が転落するのを防止するための補助ベルト60を装着できるようにしてもよい。

[0068]

一例として図13(a)~(c)に示す補助ベルト60は、伸縮性を有する帯材61と 帯材61の長手方向両端に設けられた係止具62を備えている。補助ベルト60には、既 存のラッシングベルトなどを用いることもできる。

[0069]

補助ベルト60を装着できるようにする場合、図9及び図13(a)~(c)に示すように、柵部10の縦枠材11の上部に開口部11aを形成し、その開口部11aに補助ベルト60の一端に設けられた係止具62を係止又は固定できるようにすることができる。

[0070]

車両 X の荷台 Y の内部には、ラッシングベルトを係止するための複数の係止部(以下「荷台内係止部」という) Y 1 が設けられているのが一般的であり、補助ベルト 6 0 の他端側の係止具 6 2 は、この荷台内係止部 Y 1 に係止あるいは固定すればよい。荷台 Y 内に荷台内係止部 Y 1 がない場合には、同様の係止部を別途設置し、その凹部に補助ベルト 6 0 の他端側の係止具 6 2 を係止あるいは固定できるようにすればよい。

[0071]

荷台 Y と昇降板用後付け柵 1 の間に装着した伸縮式の補助ベルト 6 0 は、昇降板 P が降下位置にある場合には図 1 3 (b)に示すように伸長し、昇降板 P が上昇位置にある場合には図 1 3 (c)に示すように収縮する。

[0072]

図13(a)~(c)に示す例では、帯材61の長手方向両端に係止具62を備えた補助ベルト60を一例としているが、補助ベルト60はこれ以外の構造であってもよい。例えば、帯材61の一端側を引き出し可能に柵部10に内蔵(固定)しておき、その引き出し側の端部に係止具62を備えた構造とすることもできる。

[0073]

この場合、補助ベルト60を柵部10から引き出し、一端に設けられた係止具62を荷台内係止部Y1に係止することで、荷台Yと昇降板用後付け柵1の間に補助ベルト60を設置することができる。

[0074]

図13(a)~(c)に示す例では、補助ベルト60を荷台Yの端面と昇降板用後付け柵1の間に設ける場合を一例としているが、補助ベルト60は、両昇降板用後付け柵1の荷台Y側の開口部11a同士をつないだり、両昇降板用後付け柵1の反対側の開口部11a同士をつないだりすることもできる。

[0075]

図13(a)~(c)に示す例では、一つの昇降板用後付け柵1に一本の補助ベルト60を設ける場合を一例としているが、補助ベルト60は、一つの昇降板用後付け柵1に二本以上設けることもできる。

[0076]

図13(a)~(c)に示す昇降板用後付け柵1のように、補助ベルト60を装着できるようにすることで、荷台Yと昇降板用後付け柵1の隙間から荷物が落下したり、作業員が落下したりする事故を効果的に防止することができる。

10

20

30

40

【産業上の利用可能性】

[0077]

本発明の昇降板用後付け柵 1 は、各種車両 X に装備された昇降板、特に、荷台付きの車両 X の昇降板 P に取り付けて使用する着脱式の昇降板用後付け柵として好適に用いることができる。

【符号の説明】

[0078]

- 1 昇降板用後付け柵
- 10 柵部
- 1 1 縦枠材
- 1 1 a 開口部
- 1 2 上枠材
- 13 横補強材
- 2 0 収容部
- 2 1 ケース体
- 2 2 収容空間
- 2 3 操作窓
- 3 0 操作具
- 3 1 基部
- 3 1 a 宛がい部
- 3 1 b リンク固定部
- 31 c ガイド部
- 3 2 昇降体
- 3 3 押圧体
- 3 3 a 装着軸
- 3 3 b 押圧盤
- 3 3 c 凹陥部
- 33d 滑り止め部材
- 3 4 リンク機構
- 3 4 a 第一リンク材
- 3 4 b 第二リンク材
- 34 c アーム部
- 3 4 d 係止凹部
- 35 操作部(操作バー)
- 36 止め具
- 40 セット部
- 4 1 底面部
- 4 2 背面部
- 4 3 天面部
- 4 4 配置空間
- 45 滑り止め部材
- 46 補強材(内面側補強リブ)
- 47 補強材(外面側補強リブ)
- 4 8 挿通孔
- 5 0 規制体
- 5 1 取付けベース
- 5 1 a 切り欠き部
- 5 2 軸支片
- 5 2 a 支持台
- 5 2 b 連結軸

50

10

20

30

- 5 2 c ビス
- 5 3 規制枠
- 5 3 a 側部材
- 5 3 b 上連結材
- 53c 下連結材
- 60 補助ベルト
- 6 1 帯材
- 6 2 係止具
- A 試験用ジグ
- B 引張ベルト (ナイロンスリング)
- C 台座
- D 保持ブロック
- E 滑車
- F 引張装置
- G 荷重計
- H レーザー距離計
- I 反射体
- P 昇降板
- X 車両(荷台付き車両)
- Y 荷台
- Y 1 荷台内係止部

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に設置された昇降板に着脱可能な昇降板用後付け柵であって、

柵部と収容部と操作具とセット部を備え、

前記柵部は縦枠材を備え、

前記収容部は前記縦枠材の延長線上の下側に設けられ、

前記セット部は前記収容部の延長線上の下側に設けられ、

前記セット部は昇降板の下面側に宛がわれる底面部を備え、

前記操作具は昇降板の上面を抑える上下動可能な押圧体<u>と、当該押圧体を上下動させる</u> 操作部を備え<u>、</u>

前記操作具は、前記押圧体が前記縦枠材の延長線上に位置するように前記収容部に収容され、

前記底面部が昇降板の下面側に配置された状態で前記押圧体が<u>前記操作具の操作部によ</u>って押し下げられると、当該底面部と押圧体とによって昇降板が挟持され、

前記底面部と押圧体で昇降板を挟持した状態で前記押圧体が<u>前記操作具の操作部によっ</u>て引き上げられると、当該底面部と押圧体による昇降板の挟持が解除される、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項2】

請求項1記載の昇降板用後付け柵において、

操作部は足踏み操作可能である、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項3】

請求項1<u>又は請求項2</u>記載の昇降板用後付け柵において、 押圧体の昇降板に当接する側の面に凹陥部が設けられ、 10

20

30

前記凹陥部に滑り止め部材が設けられ、

前記滑り止め部材は、昇降板に当接する側の面が前記凹陥部から突出するように当該凹陥部内に設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、

セット部は昇降板の底面に宛がう底面部と、底面部の一端側から上向きに立設された背面部と、背面部の上端から底面部と平行に突設された天面部を備えたコ字状であり、

前記底面部と背面部と天面部の間に昇降板が収まる配置空間が設けられ、

前記天面部に押圧体が通過する挿通孔が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項5】

請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、

<u>昇降板を押圧する位置まで押し下げられた操作部の外側に被せることによって当該</u>操作 部の上方向への移動を規制する、操作具とは別体の規制体が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項6】

請求項5記載の昇降板用後付け柵において、

規制体は、取付けベースと、当該取付けベースに突設された軸支片と、軸支片に回転可能に設けられた規制枠を備え、

<u>前記軸支片に前記規制枠を非規制位置で支持するための支持台が設けられた、</u> ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項7】

請求項5又は請求項6記載の昇降板用後付け柵において、

操作具に規制体の一部が係止する係止凹部が設けられた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項8】

請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、

柵部と車両端面の間に張設可能な補助ベルト<u>を</u>備えた、

ことを特徴とする昇降板用後付け柵。

【請求項9】

請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の昇降板用後付け柵において、

柵部は間隔をあけて配置された少なくとも二本の縦枠材を備え、

収容部は前記各縦枠材の延長線上の下側に設けられ、

セット部は前記各収容部の延長線上の下側に設けられ、

操作具は前記各収容部に設けられ、

前記各収容部に操作窓が設けられ、

前記各操作窓は、他の収容部に設けられた操作窓と対向する位置に開口され、

<u>前記各操作具の操作部は前記各操作窓から他の収容部の操作窓側に向けて突出した、</u> ことを特徴とする昇降板用後付け柵。 10

20

30

フロントページの続き

(72)発明者 大西 明宏

東京都清瀬市梅園 1 - 4 - 6 独立行政法人労働者健康安全機構内

(72)発明者 山際 謙太

東京都清瀬市梅園 1 - 4 - 6 独立行政法人労働者健康安全機構内

(72)発明者 山口 篤志

東京都清瀬市梅園 1 - 4 - 6 独立行政法人労働者健康安全機構内

(72)発明者 吉 田 武

神奈川県横浜市中区常盤町3-25 日本物流機器株式会社内

(72)発明者 山口 敦

埼玉県吉川市小松川667-2 有限会社山口製作所内

(72)発明者 山口 勲

埼玉県吉川市小松川667-2 有限会社山口製作所内